準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一千百万円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、平成三十年五月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成三十年五月二十四日

埼玉県ふじみ野市桜ヶ丘三丁目二二番二一号

株式会社Ｊｏｎ＆Ｊｕｄｙ

代表取締役　鈴木　雅博

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十五億六千七百三十一万五百円、資本準備金の額を十三億六千九百四十一万五百円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.dominos.jp/corporate/

平成三十年五月二十四日

東京都千代田区岩本町一丁目一〇番三号

株式会社ドミノ・ピザジャパン

代表取締役　ジョシュア・ピーター・キリムニック

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年六月八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年五月二十四日

東京都八王子市大塚二一三番地の一

株式会社日本トータルライフ

代表取締役　彌　信道

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年六月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成三十年五月二十四日

山梨県南巨摩郡南部町万沢七四八三番地

東邦地所株式会社

代表取締役　宇佐美忠紀

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年六月十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年五月二十四日

岩手県盛岡市上田一丁目三番三号

南部製箸株式会社

代表取締役　米澤　耕平

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年六月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年五月二十四日

群馬県邑楽郡大泉町坂田一丁目一番一号

オン・セミコンダクター・ホールディングス株式会社

代表取締役　マムーン　ラシード

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年六月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年五月二十四日

埼玉県さいたま市中央区上落合九丁目三番六号　株式会社サイニチホールディングス

代表取締役　橋本宏太郎

限定承認公告

本籍岩手県一関市厳美町字宿五三番地、最後の住所東京都大田区大森西一丁目一二番一二―七〇四号　被相続人　亡　佐藤千代人

右被相続人は平成三十年二月三日死亡し、その相続人は平成三十年五月十六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十四日

岩手県一関市厳美町字宿五三番地

限定承認者　佐藤　昇一

限定承認公告

本籍東京都北区赤羽西四丁目一八二番地、最後の住所東京都北区赤羽西四丁目五〇番八号

被相続人　亡　亀山　幸夫

右被相続人は平成三十年三月二十三日死亡し、その相続人は平成三十年五月二日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十四日

東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光和ビル五階光和総合法律事務所

相続財産管理人　亀山　隆之

代理人弁護士　鈴木　みき

同　鈴木　智也

限定承認公告

本籍鹿児島県曽於市末吉町二之方二四七三番地、最後の住所宮崎県都城市大王町八街区一二号　被相続人　亡　財部　亮

右被相続人は平成二十九年七月十九日死亡し、その相続人は平成三十年五月十七日宮崎家庭裁判所都城支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十四日

鹿児島県曽於市末吉町南之郷五八〇番地二

相続財産管理人　財部　恵美

正誤

ページ	段	行	誤	正
九一		一〇	場合の法人税額（場合の特別控除）の規定	場合の特別償却の又は法人税額の特別控除）の規定
九三		終りから二	[15]	[16]を消す
〃		一一	[16]」	[15]」を消す
一三七		一	「。」の次に	「（これらの規定を記載順序に
〃		一五	号及び第８号	号中「[31の(二)]」を「[30の(二)]」に改め、同
一五七		六	第四号	第四号

平成三十年三月三十一日（号外特第七号）公布国土交通省令第三十一号（地方運輸局組織規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）

八三七		五平成十三年国土交通省令第二十一号	平成十四年国土交通省令第七十三号

平成三十年三月三十日（号外特第六号）公布環境省令第五号（環境省組織規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）

一三七ページ上段改正後欄終りから一六行目の前に次を加える。

目次

第一章　内部部局

第一節　大臣官房（第一条―第八条）

第二節　地球環境局（第九条・第十一条）

第三節　水・大気環境局（第十二条―第十五条）

第四節　自然環境局（第十六条―第二十一条）

第五節　環境再生・資源循環局（第二十二条―第二十四条）

第二章　施設等機関（第二十五条）

第三章　地方支分部局（第二十六条）

第四章　原子力規制委員会（第二十七条）

第五章　環境省顧問（第二十八条）

附則

一三七ページ上段改正前欄終りから一六行目の前に次を加える。

目次

第一章　内部部局

第一節　大臣官房（第一条―第八条）

第二節　地球環境局（第九条・第十条）

第三節　水・大気環境局（第十一条―第十四条）

第四節　自然環境局（第十五条―第二十条）

第五節　環境再生・資源循環局（第二十一条―第二十三条）

第二章　施設等機関（第二十四条）

第三章　地方支分部局（第二十五条）

第四章　原子力規制委員会（第二十六条）

第五章　環境省顧問（第二十七条）

附則

平成三十年二月一日（号外第二十二号）公布人事院規則一―七一（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整理に関する人事院規則）（原稿誤り）

一〇上	終りから一〇	「第四条第五項第二号」を「第四条第五項第二号」に改正後の規則第四条第四項第二号」

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月二十四日付第一一〇号
三月二十二日付衆会第一〇

一二八ページ●同日付政府調達第九五号二四ページ●
号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）